

薬剤師法

目次

第一次	第一章 総則（第一条）
第二次	第二章 免許（第二条—第十一条）
第三次	第三章 試験（第十一条—第十八条）
第四次	第四章 業務（第十九条—第二十八条の三）
第五次	第五章 罰則（第二十九条—第三十三条）

附則

第一章 総則

(薬剤師の任務)

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

(免許)

第二条 薬剤師にならうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ。

(免許の要件)

第三条 薬剤師の免許（以下「免許」という。）は、薬剤師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

第四条 未成年者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

(薬剤師名簿)

第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、登録年月日、第八条第一項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第五条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第八条 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の業務の停止
- 三 免許の取消し

3 都道府県知事は、薬剤師について前項の処分が行われる必要があると認めるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

3 第一項の規定により免許を取り消された者（第五条第三号若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者として第一項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

4 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に對し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは、「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を

(届出)

第九条 薬剤師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

(政令等への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に關し必要な事項は政令で、第八条第一項の处分、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十二条 試験は、薬剤師として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十三条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十四条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十五条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十六条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十七条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十八条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第十九条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十一条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十三条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十四条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十五条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十六条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十七条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十八条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第二十九条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十一条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十三条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十四条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十五条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十六条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十七条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十八条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第三十九条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第四十条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第四十一条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第四十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

第四十三条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生労働大臣が行なう。

(薬剤師試験委員)

(調剤)

(調剤の場所)

第十九条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十一条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十二条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十三条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十四条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十五条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十六条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十七条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十八条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第二十九条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十一条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十二条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十三条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十四条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十五条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十六条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十七条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十八条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第三十九条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第四十条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第四十一条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第四十二条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

第四十三条 調剤の場所を定めることとする場合は、その場所を定めたものとみなす。

(業務)

(業務)

第十九条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十一条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十二条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十三条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十四条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十五条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十六条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十七条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十八条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第二十九条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十一条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十二条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十三条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十四条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十五条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十六条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十七条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十八条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第三十九条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第四十条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第四十一条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第四十二条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

第四十三条 調剤の業務を定めることとする場合は、その業務を定めたものとみなす。

(処方せんによる調剤)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

第二十四条 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
(処方せん中の疑義)

第二十五条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。
(調剤された薬剤の表示)

第二十六条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
(情報の提供及び指導)

第二十五条の二 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たつている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的情見に基づく指導を行わなければならない。

第二十六条 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たつている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的情見に基づく指導を行わなければならない。

第二十七条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。
(処方せんへの記入等)

第二十八条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から三年間、保存しなければならない。
(調剤録)

第二十九条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
3 薬局開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

第二十八条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。
(事務の区分)

第二十八条の三 第八条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項(これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む)、第八条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項(同法第二十二条第三項において準用する場合を含む)、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十一条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第二十九条 第十九条の規定に違反した者(医師、歯科医師及び獣医師を除く。)は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

二 第二十二条第二十三条又は第二十五条の規定に違反した者

第三十一条 第十四条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二 第八条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第九条の規定に違反した者

四 第十九条の規定に違反した医師、歯科医師又は獣医師

五 第二十条の規定に違反した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条第一号又は第六号(第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項に係る部分に限る)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前条の罰金刑を科する。

第三十四条 又は第二十六条から第二十八条までの規定に違反した者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条第一号又は第六号(第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項に係る部分に限る)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前条の罰金刑を科する。

附 則

抄

1 この法律は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行の日から施行する。

(施行期日)

(旧法の規定による免許を受けた者)
2 この法律の施行の際現に薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号。以下「旧法」という。)の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。
(旧法の規定による薬剤師名簿への登録)
3 旧法の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録は、この法律の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録とみなす。

(旧法の規定による薬剤師免許証)

4 旧法の規定によつて交付された薬剤師免許証は、この法律の規定によつて交付された薬剤師免許証とみなす。

(旧法の規定による免許の取消し等)

5 旧法の規定によつてなされた免許の取消し又は業務の停止の処分は、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。この場合において、業務の停止の期間は、なお従前の例による。

(旧法第七十六条の規定に該当する者)

6 旧法第七十六条の規定に該当する者に対しては、第三条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、免許を与えることができる。

(旧法の規定による試験)

7 旧法の規定によつて行なわれた薬剤師国家試験は、この法律の規定によつて行なわれた試験とみなす。

8 旧法第七条の規定による薬剤師国家試験のうち学説試験に合格した者に対しては、厚生労働省令の定めるところにより、第十一条の規定による試験のうちこれに相当する部分を免除する。(受験資格の特例)

10 旧法第七十四条第二項の規定に該当する者は、第十一条の規定による試験の受験資格については、第十五条第一号の大学の卒業者とみなす。

附 則 (昭和四四年六月二十五日法律第五一號)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表薬剤師試験審議会の項を削る改正規定並びに第十三条及び第十四条の規定は昭和四十四年九月一日から、第一条中厚生省設置法第二十九条第一項の表栄養審議会の項を改める改正規定、同表中医師試験研修審議会、保健婦助産婦看護婦審議会及び理学療法士作業療法士審議会の項を削る改正規定並びに同法第三十六条の七第三号にただし書を加える改正規定及び同法第三十六条の八に一号を加える改正規定並びに第二条から第九条までの規定は昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年七月二三日法律第六九號) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年五月一日法律第二三號) 抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成四年五月一〇日法律第四六號) 抄
(施行期日)

この法律は、獣医師法の一部を改正する法律(平成四年法律第四十五号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九號) 抄
(施行期日)

この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続においては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一〇四號) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中薬事法第十三条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第二項及び第二十三条の改正規定、同法第七十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定並びに同法第八十三条の改正規定(「治験薬等」を「治験の対象とされる薬物又は器具器械」に改める部分を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、血液製剤の投与によるエイズ問題を踏まえ、医薬品等による健康被害を防止するための措置に関し、速やかに総合的な検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則
(平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第二条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十一条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務) この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百六十一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）が、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）が、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第一百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第一百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三四四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第十五条の規定にかかるわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の薬剤師法（以下「旧薬剤師法」という。）第十五条各号のいずれかに該当する者

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなつた者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）

外國の薬学校を卒業し、又は外國の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十四号）による改正前の薬剤師法第十五条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかるわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及ぶ附則第三十二条の規定 公布の日

二 略

三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定（薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。）、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四項の規定、附則第十八条の規定中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第一百三号）の項及び同表薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された医療法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許の交付に関する経過措置)

第十四条

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に第九条の規定による改正前の薬剤師法第八条第二項の規定により免許を取り消された者に係る第九条の規定による改正後の薬剤師法第八条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年一一月一三日法律第一〇三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十三条 附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定（公布の日
（罰則に関する経過措置）

第九条 施行日前にした行為及び附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第三条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定（公布の日
（政令への委任）

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

附 則 （令和元年六月一四日法律第三七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条规定から第六十九条まで、第七十条、第七十二条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百六条、第一百九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十九条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八条）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日

（处分等の効力）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律（平成十八年法律第四十八条）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、「改正後の各法律」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、改正後の各法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
公布の日